

ジェンダー・セクシャリティーと支援の在り方について

～本学における支援内容及び相談窓口等について～

2021年4月1日

北九州市立大学

目次

はじめに・・P 1

I. 通称名使用制度について

- 申請に必要な書類・・P 2
- 通称名使用申請から承認までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
- 通称名が適用される書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 4

II. 日常的な学生生活支援

- みんなのトイレ・・P 5
- 健康診断・・P 6

III. 相談窓口

- 学生相談室・・P 7
- 人権・ハラスメント相談員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 8
- 就職相談・・P 8

IV. その他

- 啓発活動・各種イベント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 9
- 授業・・P 9
- サークル・課外活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 9
- 学外の相談機関や支援制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 9

はじめに

本学では、2013年にセクシャルマイノリティーである学生から相談があったことをきっかけに通称名使用についての議論が開始され、翌2014年より通称名使用制度がスタートしました。当時は、まだ、通称名使用を認めている大学は多くなく、先進的な取り組みとしてマスコミにも取り上げられ、以降、通称名使用制度は現在も運用されています。

制度開始から7年を経過しようとしている今、性同一性障害の脱病理化が世界的な風潮となっており、米国精神医学会発行のDSM-5 (Diagnostic and Statistical Manual Disorders 精神疾患の診断・統計マニュアル)では、2013年に「性同一性障害」の病名が「性別違和 Gender Dysphoria」に変更し、更に、世界保健機関WHOが作成するICD (International Statistical Classification of Disease 国際疾病分類)ではICD-11において「性別不合 (日本語訳はまだ正式ではない) Gender Incongruence」に変更され、2022年から発効の予定となっています。

このような人権尊重の考え方と、現行制度のありかたにギャップが生じてきていることから、より一層の充実を図り制度を存続させていくために、この度、制度の改正を行うこととなりました。

性同一性障害 (性別違和) は2022年から病気でも障害でもなくなりますが、現在のところ、DSM-VやICD10では精神障害に分類されており、LGBTQの人たちは差別や偏見などの社会的障壁に苦しんでいます。また、障害ということから2016年の障害者差別解消法施行以降、本学でも障害学生の「合理的配慮」の一環として制度を運用しています。今回の改正前の制度では、合理的配慮の根拠として医師の診断書と保護者の同意を必須の要件としていました。

上記のことを踏まえ、制度の改正に伴ってジェンダー・セクシャリティーの観点から学生が不利益を被ることがないように、また、社会的障壁を取り除き、安心して充実した大学生活を送ることができるよう、「ジェンダー・セクシャリティーと支援の在り方について～本学における支援内容及び相談窓口等について～」を作成しました。

多様な性について考える機会に、また、LGBTQ学生の支援の一助になれば幸いです。

なお、この冊子の記載事項は、国際基督教大学(ICU)ジェンダー研究センターが2016年4月及び9月に相次いで発行した「ジェンダー・セクシャリティーとキャンパスライフ」並びに2018年4月に九州大学が発行した「できることガイド in 九州大学」を参考にしています。

*LGBTとは次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者(セクシャルマイノリティー)を表す言葉の一つとして使われることもあります。(L:レズビアン、G:ゲイ、B:バイセクシャル、T:トランスジェンダー)

Sexual Orientation (性的指向) と Gender Identity (性自認) の頭文字をとった「SOGI」との表現もあります。

I. 通称名使用制度について

本学では、2014年より通称名使用制度を運用しています。

このページでは、性別違和を理由として通称名使用を希望する場合の手続きについて説明します。

➤ 申請に必要な書類

- (1) 通称名使用届（様式1）
- (2) 戸籍上の氏名が確認できる書類（戸籍謄本等）
- (3) 診断書1部

申請条件が満たせなくても学生が不利益を被ることがないように可能な限り柔軟に対応致しますので、学生相談室【以下、ひびきのは「学生係」と読み替える】にご相談ください。

なお、通称名使用が認められた場合には、学長より「通称名使用について」の文書が発行されますが、通称名と戸籍名の相違に関する説明責任や通称名使用によって被る不利益・不都合についてなど、通称名使用に伴う一切の責任は当該学生が負うこととなりますのでしつかり考えた上で申請してください。

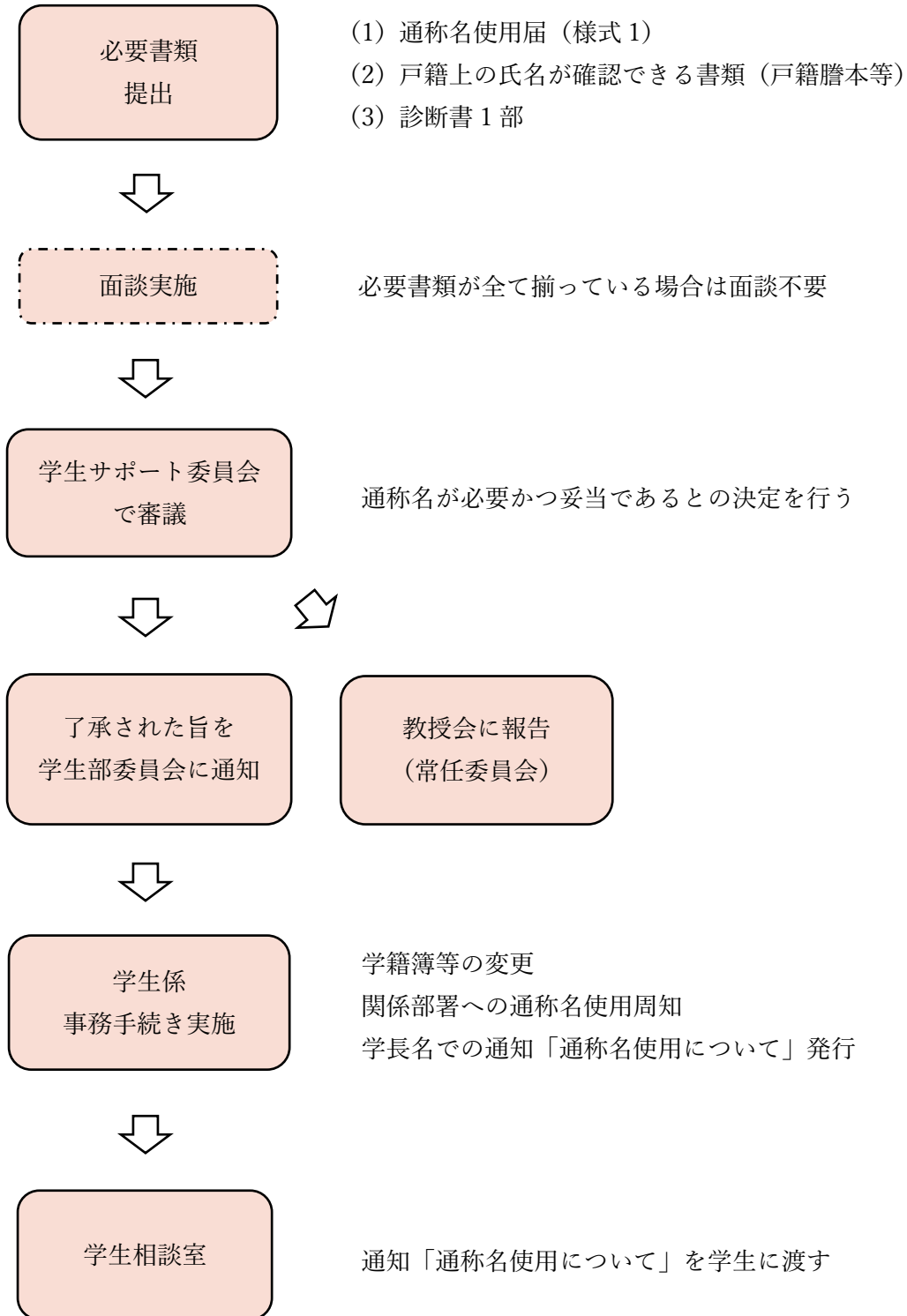
例：教育職員免許状には戸籍上の氏名使用が原則とされているため、学生が関係機関に説明を行う等

➤ 通称名使用申請から承認までの流れ

- ✓ 性別違和のため通称名を使用したい旨を学生相談室に相談
- ✓ 必要書類を提出、必要に応じて面談を実施
- ✓ 学生サポート委員会にて審議し承認を得る
- ✓ 関係各所に報告（教授会・学生部委員会等）
- ✓ 学生係で学籍簿等変更を行い、学長名の通知「通称名の使用について」を発行
- ✓ 学生相談室より「通称名の使用について」の通知を学生に渡す

I. 通称名使用制度について

(フロー図)



I. 通称名使用制度について

➤ 通称名が適用される書類

(1) 入学手続き時に提出する書類全般

- ①住所登録票
- ②学籍カード
- ③学生証
- ④誓約書
- ⑤その他

(2) 在学中の学籍管理に関するデータおよびデータに基づく書類全般

- ①学籍情報
- ②学生異動関係書類（休学許可書等）
- ③各種証明書（在学証明書、学業成績及び単位修得証明書、健康診断証明書、卒業見込み証明書、教員免許状取得見込み証明書）
- ④学位記
- ⑤その他

(3) 卒業後に発行する書類全般

- ①学業成績及び単位修得証明書
- ②卒業（学士）証明書、修了（修士）証明書
- ③在籍期間証明書
- ④その他

(4) その他学籍管理に関するデータに基づく書類全般

II. 日常的な学生生活支援

➤ みんなのトイレ（多目的トイレ）

大学内には障害のある方、お子さんを連れての方、性別を問わないトイレが必要な方などが自由に利用できる、みんなのトイレ（多目的トイレ）が設置されています。多目的トイレのサインプレートには従前の車椅子表示のみから、男性・女性・車椅子の絵表示のほか、「どなたでもご自由にお使いください」の文字サインを加え、性別に違和感のある学生にも配慮するものとしています。

*みんなのトイレ（多目的トイレ）設置場所（2021年4月現在）

【北方キャンパス】

施設	設置場所
本館	B1F、1F、3F、4F、5F
1号館	1F
2号館	1F
3号館	地域戦略研究所1F、2F、3F
4号館	1F
図書館	1F、2F、3F、書庫棟1F
体育館	1F
厚生会館	1F

*本館1F、2号館の多目的トイレには、おむつ替えができる台の設置あり。

*本館B1F、1Fの男子トイレ・女子トイレ内には更衣スペースあり。



II. 日常的な学生生活支援

【ひびきのキャンパス】

施設	設置場所
事務棟	2F、3F、4F
北棟（教育研究棟）	1F、2F、3F、4F
南棟（実験棟）	1F、2F、3F、4F
計測・分析センター	1F
環境技術研究所	1F
特殊実験棟（機械系）	1F
留学生会館	1F

*事務棟2Fの多目的トイレには、おむつ替えができる台の設置あり。



➤ 健康診断

健康診断の受診にあたり、何か心配な事やお困りの際は、事前にご相談下さい。

お話を伺いした上で、保健室職員が対応させていただきます。

レントゲン等で更衣が必要な時は、保健室を利用することも可能です。

人目が気になるようでしたら、受診者が少ない時間帯も案内しています。

Ⅲ. 相談窓口

➤ 学生相談室

ジェンダー・セクシャリティー、性にまつわることで困ったことなど様々な悩みを保健師やカウンセラーに相談することができます。医師の意見が欲しいときには、学校医相談（毎月1度実施）を受けることも可能です。いずれも、職員には守秘義務があり相談内容に関するプライバシーは保護されますので安心してご相談ください。問題解決のために、他の部署や教職員に報告・相談することが必要となる場合には、事前に利用者の了承を得て対応することとなります。

*カウンセリング・学校医相談は要予約。ご希望の際はご連絡ください。

学生相談室は通称名使用の申請の窓口にもなっていますので、学籍上の氏名として通称名を使用したい場合はお問い合わせください。また、ハラスメント相談も受け付けております。お悩みの際はご相談ください。

なお、相談したことで利用者の不利益となることが生じないように配慮しています。

◎北方キャンパス

相談場所： 学生相談室（本館 1F B 棟学生プラザ内）

開室時間： 平日 9：00～17：00

T E L： 093-964-4016

E-MAIL： soudan@kitakyu-u.ac.jp

◎ひびきのキャンパス

<申請等の相談> 学務課学生係（事務棟 2F）

開室時間： 平日 8:30～17:15

T E L： 093-695-3350

E-MAIL： h-gakusei@kitakyu-u.ac.jp

<カウンセリング> 学生相談室（事務棟 2F 保健室内）

開室時間： 毎週月曜日、火曜日、木曜日

10：30～16：30（要予約）

T E L： 093-695-3367

Ⅲ. 相談窓口

➤ 人権・ハラスメント相談員

人権やハラスメントに関する相談ができます。ハラスメントとは、相手が嫌な思いをする、苦痛を感じる様な言動・行為のことであり、近年では性的指向や性自認にまつわる SOGI ハラスメントも問題となっています。

ハラスメントにあったと感じたら、自分を責めず、リラックスして人権・ハラスメント相談員にご連絡ください。幅広く相談や苦情を受け付けていますので、ハラスメントに該当するか否か悩んでいる場合にもご相談ください。もちろん、相談に関する秘密は厳守されます。

◎人権・ハラスメント相談員

相談員の名簿や連絡先は大学ホームページで確認できます。
(北方キャンパス・ひびきのキャンパス共通)

[学生用ポータル](#) → [総合メニュー](#) → [人権ハラスメント関係](#)

➤ 就職相談

3.4年生になってからの就職活動支援はもちろん、1.2年生に対しても様々な情報提供や相談、アドバイスをを行っています。LGBTの就職活動についても相談することができます。就職・進路に関して不安なことがある場合は、まずご相談ください。

◎北方キャンパス

相談場所：キャリアセンター（本館 1F B棟）

開室時間：平日 9：00～17：00

T E L：093-964-4014

E-MAIL：syusyoku@kitakyu-u.ac.jp

◎ひびきのキャンパス

相談場所：学生係【就職担当】

開室時間：平日 8:30～17:15

T E L：093-695-3350

E-MAIL：h-gakusei@kitakyu-u.ac.jp

IV. その他

➤ 啓発活動・各種イベント

- ・学生・教職員を対象に、LGBT に関する内容の研修を行っています。開催についてはポータル内インフォメーションにて案内しています。
- ・LGBT に関する『配慮の手引き』及び『ジェンダー・セクシャリティーと支援の在り方について』を大学ホームページに掲載しています。

➤ 授業

授業の中でも、ジェンダーやセクシャリティーについて学ぶことのできるものが多数あります。(下に 2021 年 4 月現在の一例を挙げています)

【北方キャンパス】

「社会意識論」「比較社会意識論」「逸脱の社会学」「人権教育論」
「ジェンダー論」「比較ジェンダー論」「メンタル・ヘルス」 など

【ひびきのキャンパス】

「ことばとジェンダー」「地域防災への招待」 など

➤ サークル・課外活動

現在、LGBT の活動やそれを支援している団体として、インカレサークル【まあぶる】が活動しています。北九大生を中心に、他大学生、高校生や社会人も加入できます。


◎Twitter ページ：https://twitter.com/marble_qy

➤ 学外の相談機関や支援制度

北九州市パートナーシップ宣誓制度

北九州市では、市民一人ひとりが互いに価値観や個性の違いを認め合い、多様性が認められる社会を目指すことを目的として、2019 年 7 月 1 日より、パートナーシップ宣誓制度が導入されています。


これは、一方または双方が LGBT (性的少数者) 当事者である 2 人が一定の要件を満たしたうえで、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら継続的に同居して日常の生活を共にすることを宣誓した場合に、市が「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付する制度です。

 精神保健福祉センター ※相談無料、予約不要

2019年7月より性同一性障害に関する知識や医療機関等の情報を提供しています。

相談日時：毎月第1・第3水曜日 午前9～12時


電話番号：093-522-8729

 人権相談（人権推進センター） ※相談無料、予約不要

人権に関する相談に、専門の相談員が応じます。

相談日時：午前8時30分～午後5時（土・日・祝日及び年末年始を除く）

電話番号：093-562-5088

 男女共同参画センタームーブ ※相談無料、予約不要

・こころの生き方の一般相談

こころと生き方、性格、人づきあい、夫婦や親、子どもとの関係など様々なこころの悩みの相談に、相談員が応じます。

相談日時：火～木曜日、土・日曜日 午前9時30分～午後5時

金曜日 午後1時～午後8時

※月曜日・祝日・年末年始は休み

電話番号：093-583-3331

・性別による人権侵害相談

性別をめぐる差別的取り扱いや人権侵害についての相談に、相談員が応じます。

相談日時：火～木曜日、土・日曜日 午前9時30分～午後5時

金曜日 午後1時～午後8時

※月曜日・祝日・年末年始は休み

電話番号：093-583-3993

 福岡県弁護士会（弁護士によるLGBT電話相談）

法律的な問題、その他困りごとなどについて弁護士が無料で電話相談に応じます。

相談日時：第2木曜日・第4土曜日 正午～午後4時

電話番号：070-7655-1698